

# 薬事委員会要綱

(平成19年6月26日:市立函館南茅部病院長決裁)

## (設置)

第1条 市立函館南茅部病院（以下「当院」という。）で使用する全ての医薬品について、医学的および薬学的評価を行い、その選択、購入および使用について適正を期するため、薬事委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 新規使用の申請があった医薬品について、次の各号に掲げる採用基準に基づき当該医薬品に関する資料を医学的および薬学的に評価する。

- (1) 開発製品
- (2) 臨床効果
- (3) 経済性
- (4) 同種同効薬との関連性
- (5) 在庫薬品との関連性
- (6) 製剤上の優位性
- (7) 構造上の相違性
- (8) 品質試験
- (9) 副作用、使用上保管上の注意事項が少ないか。

○ 2 当院で使用する医薬品の追加および削除について検討する。

○ 3 当院の医薬品の管理と使用が適正か否かを検討する。

○ 4 当院の医薬品集、約束処方、院内製剤等の編集および改訂の企画を行う。

○ 5 その他医薬品について委員会が必要と認める事項の検討を行う。

## (組織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 病院長
- (2) 委員 若干名

2 委員は、当院の職員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理する。委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決定する。
- 4 会議の案件は、委員長において事前に決定し、委員に文書で通知する。

(事務)

第5条 委員会に関する事務は、薬局担当部門において行う。

(運営)

第6条 委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年 7月 1日から施行する。